

入 札 説 明 書

県立日南病院が行うエスカレーター保守点検業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年3月3日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 県立日南病院 エスカレーター保守点検業務
- (2) 委託内容 病院のエスカレーター保守点検
- (3) 委託場所 日南市木山1丁目9番5号
- (4) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務の仕様書

別添「エスカレーター保守点検業務処理要領」のとおり

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3。以下「要綱」という。）に基づく令和5年度設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登録されている者で、設備維持管理業務の種類がク：昇降設備の点検及び整備に係る業務であり、かつ入札参加希望地区が日南市周辺であること。
- (3) 次の各号のいずれかの資格を有する技術者を配置できること。
 - ①「昇降機等検査員」
 - ②「1級建築士」
 - ③「2級建築士」
- (4) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第11条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院 事務室前掲示板
県立日南病院 当院ホームページよりダウンロード
- (2) 期間 令和5年3月3日から令和5年3月22日まで

(事務室前掲示板については、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。)

7 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 受付期間

令和5年3月10日から令和5年3月17日まで

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 受付場所

5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は送付(送付にあつては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

また、送付による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、県立日南病院ホームページに掲載するものとする。

ア 閲覧場所

県立日南病院ホームページ

イ 閲覧期間

令和5年3月23日まで

8 入札

入札に参加する者は、別紙様式1号による入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和5年3月23日 午前11時

(2) 提出場所 県立日南病院 2階 第2会議室

(3) 提出方法 持参すること。

(4) 入札金額は、調達役務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。

(5) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第2号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(7) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「《エスカレーター保守点検業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (9) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

9 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 開札の日時及び場所
- ① 日時 令和5年3月23日 午前11時
 - ② 場所 県立日南病院 2階 第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

12 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格以内での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度する。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

13 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
 - ア 同種業務実績調書（別紙様式第4号）
 - イ 配置技術者の資格等調書（別紙様式第5号）
- (2) 提出期限 令和5年3月27日 午後5時
- (3) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (4) 提出方法 持参に限るものとする。
- (5) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (6) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (7) 資格確認は、申請書等は提出された当日に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

14 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がないとした場合（13の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

15 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に16の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した

旨を入札参加資格確認中止通知書（別紙様式8号）により当該他の落札候補者に通知する。

16 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に14の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から15の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は13の(7)に規定する期間を算定するにあたり除く。

17 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

18 その他

- (1) 13に規定する申請書等及び16に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) この競争入札による業務委託は、当該委託に係る令和5年度宮崎県立病院事業会計予算の成立を条件とする。
- (5) この競争入札の落札者は、発注者の指示により令和5年4月1日付けで契約を結ばなければならない。